

# 熊本県個人情報保護審査会の答申の概要 (平成18年2月22日付け答申第4号)

## 1 事案の概要

### (1) 自己情報の訂正請求

ア 訂正請求日 平成17年5月13日

イ 対象実施機関 熊本県知事

#### ウ 請求内容

平成 年 月 日に1時間取得した年休の年次有給休暇時季請求書及び出勤簿の当該部分の訂正又は破棄

### (2) 実施機関の決定

ア 決定日 平成17年6月7日

イ 次のとおり、行政文書に記録されている個人情報を特定し、不訂正決定を行った。

| 特定した個人情報   | 決定内容 | 不訂正理由  |
|--|------|--|
| 訂正請求者の平成 年 月 日午後0時00分から午後0時15分までの年次有給休暇時季請求書(以下「年休時季請求書」という。)の開始時間と請求日付(以下「本件個人情報1」という。) | 不訂正  | 年休時季請求書に請求者自身が実際に記入して提出したものであり、事実の誤りが認められないため。 |
| 訂正請求者の平成 年の出勤簿中 月 日分の年次有給休暇取得記録(以下「本件個人情報2」という。)   | 不訂正  | 年休時季請求書記載のとおりであるため。                            |

(3) 訂正請求者から実施機関へ異議申立て 平成17年7月10日

(4) 実施機関から個人情報保護審査会へ諮問 平成17年8月22日

## 2 主な争点

本件個人情報1は、熊本県個人情報保護条例(以下「条例」という。)で定める訂正請求の制度において、訂正の対象となる「事実の誤り」がある場合に該当するか。

## 3 当事者の主張の要旨

### (1) 異議申立人

ア 形式的に本人が提出したのが事実であれば訂正しないのではなく、聞き取り調査等をして内容が真実かどうかを確認し、個人利益の保護の観点から訂正等を考慮すべきである。

イ 熊本県では、午後0時00分から午後0時15分までは、慣行として昼食時間として使用されており、異議申立人のみに1時間の年次有給休暇(以下「年休」という。)を提出させるのは不当である。

ウ 当時の上司は、異議申立人が午後0時10分に席を立ち（トイレに行って帰宅）15分過ぎに庁舎を出たと言っても聞かず、年休時季請求書にあるとおり提出させられた。提出日は、平成 年 月 日ではなく、平成 年 月 日である。なお、それ以前も以降も、休みとして休息時間を使用しても年休の提出の要求はない。よって、この行為は不当である。

エ 提出期日が違うのは完全な誤りであり訂正を要求する。

オ 休息時間の15分間分の年休をとらせたのは、異議申立人に対するいじめの1つであり、訂正等の要求を容認する決定をすべきである。

## （２）実施機関

ア 本件個人情報1の不訂正決定について

（ア）訂正請求のあった情報は、平成 年 年 月に、請求者自身が年休時季請求書に時季、開始時間及び請求日付等を実際に記入して提出したものであり、これに承認行為を行いそのまま保管している情報であって、本件情報に事実の誤りは認められない。

（イ）請求者の主訴は、記載されている情報の客観的事実そのものの誤りによる訂正請求ではなく、年休時季請求書の提出に至った経緯や行為に対して不服があるということをもって記載事項の訂正請求の理由としている。このことは、条例に定める訂正条項の規定の趣旨から、正誤の判定にはなじまないものと思料する。

イ 本件個人情報2の不訂正決定について

（ア）異議申立人の主張する出勤簿中の年休取得の記録内容を変更するためには、年休時季請求書の記載内容が変更されることが必要である。

（イ）本件では、年休時季請求書の記載内容の変更（取消し）がなされていないため、出勤簿の訂正はできないものである。

## 4 答申の概要

### （１）審査会の結論

実施機関が行った個人情報不訂正決定において、年休時季請求書及び出勤簿に記録された情報を不訂正としたことは、妥当である。

### （２）審査会の判断

ア 本件個人情報1及びその訂正の要否について

（ア）年休時季請求書は、年休を請求しようとする職員が原則として事前に所定の事項を記入し、記名押印したうえで所属長へ提出するものであり、請求日の日付を含めて、請求者本人が自ら記入するものである。

（イ）異議申立人が訂正あるいは削除を求めている自己情報は、年休時季請求書の様式に請求者本人がいつ年休を請求したいかを記載した部分及び異議申立人が主張するところの、平成 年 月 日に同年 月 日付けをもって記載したとする部分であり、いずれも当該請求者の意思を書面に表示したものである。

（ウ）本条例で定める訂正請求の制度は、開示を受けた自己情報に事実の誤りがある場合を訂正の対象としている。

上記の異議申立人が訂正等を求めている情報は、請求者本人が自ら作成、提出し、実施機関がこれをそのまま取得した情報である。このような、実施機関が作成した

ものではなく、かつ、内容的にも本人の請求意思を表示した情報は、客観的な正誤の判定の対象となるような性格のものではなく、よって、本条例による訂正の対象となる事実の誤りがある場合には該当せず、個人情報の訂正をしなければならない場合には該当しないものと考えられる。

イ 本件個人情報 2 及びその訂正の要否について

- (ア) 出勤簿のうち、年休についての記載は、所属長が時季を変更させた場合を除き、出勤簿取扱責任者が、請求者から提出された年休時季請求書に基づき、年休取得の状況を把握のうえ行われるものである。
- (イ) 本件においても、異議申立人作成の年休時季請求書に基づき請求どおりに出勤簿の記載がなされているものであり、出勤簿取扱責任者が職員の出勤状況を把握してなした記載に年休時季請求書との齟齬は認められない。
- (ウ) 本件の出勤簿に記載された情報のうち、異議申立人が訂正等を求めているのは、年休の請求者本人が提出した年休時季請求書中の年休を取得したいとする日と時間数を転記した部分である。すなわち、これらの情報は、請求者本人が自ら作成、提出し、実施機関がそのまま取得した情報に基づき出勤簿に転記したものであり、このような、実施機関が本人の請求意思を表示した書面に基づき作成した情報は、客観的な正誤の判定の対象となるような性格のものではない。よって、本条例による訂正の対象となる事実の誤りがある場合には該当せず、個人情報の訂正をしなければならない場合には該当しないものと考えられる。

|        |   |
|--------|---|
| 諮問実施機関 | ：熊本県知事（ 課・人事課）  |
| 諮問日    | ：平成 17 年 8 月 22 日                                       |
| 答申日    | ：平成 18 年 2 月 22 日（答申第 4 号）                              |
| 事案名    | ：年次有給休暇時季請求書及び出勤簿の不訂正決定に関する件<br>（平成 17 年諮問第 4 号及び第 5 号） |

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が平成 17 年 6 月 7 日に行った個人情報不訂正決定において、年次有給休暇時季請求書及び出勤簿に記録された情報を不訂正としたことは、妥当である。

### 第 2 諮問に至る経過

- 1 平成 17 年 5 月 13 日、異議申立人は、熊本県個人情報保護条例（平成 12 年熊本県条例第 66 号。以下「条例」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づき、「平成 年 月 日に 1 時間取得した年休の年次有給休暇時季請求書及び出勤簿の当該部分の訂正又は破棄。（年休請求書 H 17 . 4 . 27 日付け県指令 第 12 号と出勤簿 H 17 . 4 . 27 県指令人第 3 号の開示決定通知分）」という内容の自己情報の訂正請求を行った。
- 2 平成 17 年 6 月 7 日、実施機関は、訂正請求に係る個人情報として、次の行政文書に記録されている個人情報を特定し、請求に対する決定を行った。

訂正請求者の平成 年 月 日午後 0 時 00 分から午後 0 時 15 分までの年次有給休暇時季請求書（以下「年休時季請求書」という。）の開始時間と請求日付（以下「本件個人情報 1」という。）

訂正請求者の平成 年の出勤簿中 月 日分の年次有給休暇取得記録（以下「本件個人情報 2」という。）

このうち、本件個人情報 1 については年休時季請求書に請求者自身が実際に記入して提出したものであり、事実の誤りが認められないこと、また、本件個人情報 2 については年休時季請求書記載のとおりであることを理由に、それぞれ不訂正決定（以下「本件不訂正決定 1」及び「本件不訂正決定 2」という。）を行った。

3 平成17年7月10日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不訂正決定1及び本件不訂正決定2を不服とする異議申立てを行った。

4 平成17年8月22日、実施機関は、これら2件の異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第26条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件不訂正決定1及び本件不訂正決定2を取り消し、本件個人情報1及び本件個人情報2の訂正を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立ての理由を要約すれば、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本件個人情報1の不訂正決定について

ア 形式的に本人が提出したのが事実であれば訂正しないのではなく、聞き取り調査等をして内容が真実かどうかを確認し、個人利益の保護の観点から訂正等を考慮すべきである。

イ 熊本県では、午後0時00分から午後0時15分までは、慣行として昼食時間として使用されており、異議申立人のみに1時間の年次有給休暇（以下「年休」という。）を提出させるのは不当である。

ウ 当時の上司は、異議申立人が午後0時10分に席を立ち（トイレに行って帰宅）、15分過ぎに庁舎を出たと言っても聞かず、年休時季請求書にあるとおり提出させられた。提出日は、平成 年 月 日ではなく、平成 年 月 日である。なお、それ以前も以降も、休みとして休憩時間を使用しても年休の提出の要求はない。よって、この行為は不当である。

エ 実施機関の理由説明書に、「「誤り」とは、事実とされるべき個人情報と実際に記録されている個人情報が合致していないことを言う」とあるが、提出期日が違うのは完全な誤りであり訂正を要求する。

オ 実施機関の理由説明書に、「請求者から、訂正、変更及び取消しの

申請もなされていない」とあるが、個人情報開示請求は平成17年4月1日から施行されたものであり、事実を確認した後、訂正等の手続をするのは常識的なことである。

カ 実施機関の理由説明書に、「本件情報に事実の誤りは認められない」とあるが、速やかに調査を開始し、事実確認を行うべきである。

キ 実施機関の理由説明書に、「正誤の判定にはなじまないものと思料する」とあるが、異議申立人は、いじめの証拠の1つとして訂正を要求しているものであり、それを認めない条例こそ改正すべきである。

ク 休息時間の15分間分の年休をとらせたのは、異議申立人に対するいじめの1つであり、訂正等の要求を容認する決定をすべきである。

#### (2) 本件個人情報2の不訂正決定について

請求中であり、出勤簿は県から に提出する書類であり、その事実確認は人事課も責を負うべきものであり、積極的に事実確認をして訂正要求に答えるべきである。

### 第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件個人情報1の不訂正決定について

(1) 条例では、開示を受けた自己情報に事実の誤りがあった場合、その訂正を請求することができることを権利として認めている。「事実の誤り」とは住所、氏名等の客観的な正誤の判定になじむ事項に誤りがあることをいい、「誤り」とは、個人情報の内容、性質、位置付け等からみて、事実とされるべき個人情報と実際に記録されている個人情報が合致していないことをいうとされている。

(2) 今回、訂正請求のあった情報は、平成 年当時に、請求者自身が年休時季請求書に時季、開始時間及び請求日付等を実際に記入して提出したものであり、これを庶務担当者等が審査し、所属長が決裁を行ったものである。また、その後、請求者から当該年休時季請求書の記載内容について、訂正、変更及び取消しの申請もなされていない。

(3) 本件の情報は、請求者自身が年休時季請求書として直接作成したものに承認行為を行ったものをそのまま保管している情報であり、本件情報に事実の誤りは認められない。

(4) 請求者の主訴は、記載されている情報の客観的事実そのものの誤りによる訂正請求ではなく、年休時季請求書の提出に至った経緯や行為に対して不服があるということをもって記載事項の訂正請求の理由としている。このことは、条例に定める訂正条項の規定の趣旨から、正誤の判定にはなじまないものと思料する。

## 2 本件個人情報2の不訂正決定について

(1) 出勤簿は、当該年における各職員の勤務、出張、休暇取得等の状況について記録するものである。

(2) 年休の出勤簿への記録は、職員が年休時季請求書に所定の事項を記入し、記名押印のうえ所属長に提出したものについて、所属長の確認後、出勤簿取扱責任者等が請求された年休を各職員の出勤簿に記録する手続になっている。

(3) 異議申立人の主張する出勤簿中の年休取得の記録内容を変更するためには、年休時季請求書の記載内容が変更されることが必要である。

(4) 本件では、年休時季請求書の記載内容の変更(取消し)がなされていないため、出勤簿の訂正はできないものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問第4号及び第5号の2件の諮問案件について、訂正請求が元々1件であること、異議申立人が同一であり、異議申立ての内容も関連性があることから、両諮問を併合して審査、答申することとした。

そして、本件対象文書の内容を見分した上で、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不訂正決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 訂正請求権について

個人情報の訂正請求については、条例第23条第1項において、開示を受けた自己情報に事実の誤りがあると認める場合に、実施機関に対してその訂正(追加及び削除を含む。)を求めることができる旨定められている。これは、実施機関が保有する個人情報に事実の誤りがあった場合に、そのことによって誤った行政処分その他の行政行為がなされ、本人に思わぬ不利益が及んだり、本人の権利利益を侵害するおそれがあることから、この

ようなことを未然に防止するために、開示を受けた自己に関する個人情報が事実と合致していないと認めるときは、その訂正を求めることができることを権利として保障したものと解するのが相当である。

このことから、訂正請求が認められるためには、当該保有個人情報がその性質上、訂正請求の対象となる個人情報に該当するかどうか（訂正請求対象情報該当性）、条例第23条第3項により、訂正することが必要な場合かどうか（訂正の要否）、といった要件を満たさなければならないと考えられる。

## 2 訂正請求対象情報該当性について

条例に基づく訂正請求は、上記のとおり、条例第23条第1項において、開示を受けた自己情報について、事実の誤りがあると認める場合に行うことができると規定されている。このことから、訂正請求の対象は、「事実」であって、「評価・判断」には及ばないものと解される。

本件個人情報1及び本件個人情報2は、異議申立人が条例の規定に基づき開示を受けたものであること、また、年休時季請求書における年休の開始時間と請求日付及び出勤簿中の年休取得記録であり、いずれも「評価・判断」ではなく「事実」であることを踏まえると、条例第23条第1項にいう訂正請求の対象となる情報に該当すると認められる。

## 3 本件個人情報1及びその訂正の要否について

(1) 年休時季請求書は、年休を請求しようとする職員が原則として事前に所定の事項を記入し、記名押印したうえで所属長へ提出するものである。

したがって、年休時季請求書の記載内容は、請求日の日付を含めて、請求者本人が自ら記入するものである。

(2) 本件において異議申立人が訂正あるいは削除を求めている自己情報は、この年休時季請求書の様式に請求者本人がいつ年休を請求したいかを記載した部分及び異議申立人が主張するところの、平成 年 月 日に同年 月 日付けをもって記載したとする部分であり、いずれも当該請求者の意思を書面に表示したものである。

異議申立人は、これらの記載は強要されたものであり、いじめであるとし、年休時季請求書のとおり提出させられたと主張しているが、いずれにしても、この年休時季請求書の記載内容が請求日の日付を含めて請



求者本人の意思を書面に表示したものであることに変わりはない。

- (3) 本条例で定める訂正請求の制度は、開示を受けた自己情報に事実の誤りがある場合、すなわち、事実とされるべき個人情報と実際に記録されている個人情報が合致していない場合を訂正の対象としている。

そして、本件の年休時季請求書に記載された情報のうち、異議申立人が訂正等を求めているのは、上記のとおり、年休の請求者である異議申立人本人が年休を取得したいとする日時、請求日等を記載した部分である。

すなわち、これらの情報は、請求者本人が自ら作成、提出し、実施機関がこれをそのまま取得した情報である。このような、実施機関が作成したものではなく、かつ、内容的にも本人の請求意思を表示した情報は、客観的な正誤の判定の対象となるような性格のものではなく、よって、本条例による訂正の対象となる事実の誤りがある場合には該当せず、個人情報の訂正をしなければならない場合には該当しないものと考えられる。

- (4) 以上のとおりであり、本件個人情報1の訂正請求について不訂正とした実施機関の判断は妥当と考えられる。

#### 4 本件個人情報2及びその訂正の要否について

- (1) 本件当時の熊本県職員服務規程第2条によれば、出勤簿取扱責任者は職員の出勤状況を把握し、出勤簿の取扱いに当たってその責に任ずることと定められている。

そして、出勤簿のうち、年休についての記載は、所属長が時季を変更させた場合を除き、出勤簿取扱責任者が、請求者から提出された年休時季請求書に基づき、年休取得の状況を把握のうえ行われるものである。

- (2) 本件においても、異議申立人作成の年休時季請求書に基づき請求どおりに出勤簿の記載がなされているものであり、出勤簿取扱責任者が職員の出勤状況を把握してなした記載に年休時季請求書との齟齬<sup>そご</sup>は認められない。

- (3) 上記のとおり、本条例で定める訂正請求の制度は、開示を受けた自己情報に事実の誤りがある場合を訂正の対象としている。

本件の出勤簿に記載された情報のうち、異議申立人が訂正等を求めているのは、年休の請求者本人が提出した年休時季請求書中の年休を取得

したいとする日と時間数を転記した部分である。

すなわち、これらの情報は、請求者本人が自ら作成、提出し、実施機関がそのまま取得した情報に基づき出勤簿に転記したものである。このような、実施機関が本人の請求意思を表示した書面に基づき作成した情報は、客観的な正誤の判定の対象となるような性格のものではない。よって、本条例による訂正の対象となる事実の誤りがある場合には該当せず、個人情報の訂正をしなければならない場合には該当しないものと考えられる。

(4)したがって、本件個人情報2の訂正請求について不訂正とした実施機関の判断は妥当と考えられる。

## 5 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 熊本県個人情報保護審査会

|   |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 会 | 長 | 野口 | 敏夫 |
| 委 | 員 | 上拂 | 耕生 |
| 委 | 員 | 高木 | 奈穂 |
| 委 | 員 | 西原 | 康  |
| 委 | 員 | 福田 | 邦子 |

## 審査の経過

| 年 月 日       | 審 査 の 経 過             |
|-------------|-----------------------|
| 平成17年 8月22日 | ・ 諮問（第4号及び第5号）        |
| 平成17年 9月29日 | ・ 実施機関から不訂正決定理由説明書を受理 |
| 平成17年10月11日 | ・ 異議申立人から意見書を受理       |
| 平成17年11月14日 | ・ 異議申立人から意見書（追加分）を受理  |
| 平成17年11月18日 | ・ 審議                  |
| 平成17年12月 7日 | ・ 実施機関からの説明聴取、審議      |
| 平成17年12月26日 | ・ 審議                  |
| 平成18年 1月23日 | ・ 審議                  |